

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年7月30日（金）午前8時55分～午前9時20分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和3年第3回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第3回市議会定例会の招集期日は、9月2日（木）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和3年第3回市議会定例会提出議案について (1) 令和2年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は38,203,905,564円、歳出決算額は37,123,601,147円、歳入歳出差引残額は1,080,304,417円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は6,930,925円であり、実質収支は1,073,373,492円である。 （結 論） 提出議案として決定する。 (2) 令和2年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について （市民部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は7,640,376,989円、歳出決算額は7,399,620,729円、歳入歳出差引残額は240,756,260円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は0円であり、実質収支は240,756,260円である。 （結 論） 提出議案として決定する。

(3) 令和２年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は5,186,362,329円、歳出決算額は5,094,784,090円、歳入歳出差引残額は91,578,239円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は0円であり、実質収支は91,578,239円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 令和２年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は1,376,604,607円、歳出決算額は1,279,092,006円、歳入歳出差引残額は97,512,601円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は69,925,000円であり、実質収支は27,587,601円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和２年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は1,662,377,496円、歳出決算額は1,617,607,896円、歳入歳出差引残額は44,769,600円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は0円であり、実質収支は44,769,600円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和２年度武蔵村山市下水道事業会計決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出

する。

下水道事業収益（収益的収支）は1,383,583,750円、下水道事業費用（収益的収支）は1,267,395,024円、収益的収支差引額は116,188,726円である。

また、資本的収入（資本的収支）は120,670,000円、資本的支出（資本的収支）は529,116,758円、資本的収支差引額は△408,446,758円である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (7) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

（企画財政部長説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

番号法第19条第4号の追加に伴い、同号以降の号が繰り下がったため、第5条第1項で引用する「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (8) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は個人番号及び情報提供ネットワークシステムに関する事務が、総務省からデジタル庁に移管されることに伴い、情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものである（第16条の6第2項関係）。

2点目は、番号法第19条に第4号が追加されることに伴い、同条を引用する規定に生じる号ずれを改めるものである（第16

条の6第2項関係)。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

固定資産評価の審査申出手続における押印等を廃止する必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は審査申出書に押印すべき旨の規定を削るものである(第4条第4項関係)。

2点目は、口頭審理口述書に署名押印すべき旨の規定を削るものである(第8条第5項関係)。

3点目は、口頭意見陳述調書、口頭審理調書、実地調査調書等における署名押印を記名に改めるものである(第7条第3項、第8条第8項、第9条第2項及び第11条第2項関係)。

施行期日については、令和3年10月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、人事評価を分限に活用する必要があるため、本案を提出する。

職員の意に反する降任、免職又は降給について、その事由として客観的事実に基づき勤務実績が不良なことが明らかな場合を規定し、人事評価を活用するものである。

施行期日については、令和3年10月1日からとする。

なお、現在、改正内容について職員組合と協議中であるが、降任・免職については既に協議が終了しており、降給の箇所について協議しているところである。

8月上旬には結論が出る予定となっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

押印を廃止する必要があるため、本案を提出する。

別記様式中の「㊟（押印欄）」を削るものである。
施行期日については、令和3年10月1日からとする。
（結 論）
提出議案として決定する。

- (12) 令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第6号）
（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）
提出議案として決定する。

- (13) 令和3年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）
提出議案として決定する。

- (14) 令和3年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）
提出議案として決定する。

- (15) 令和3年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）
提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財政部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員である比留間 雅和氏が令和3年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

任命する委員は1名で、教育委員会委員の任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日（任期4年）までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 令和2年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

(企画財政部長説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告する。

令和2年度武蔵村山市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。

なお、監査委員による審査については8月10日（火）を予定している。

(結 論)

報告事項として決定する。

【諮問事項／追加予定】

(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(企画財政部長説明)

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

令和4年3月31日をもって、人権擁護委員 及川 勉氏の任期が満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。

任期については、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（任期3年）である。

	<p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>令和 3 年第 3 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>令和 3 年第 3 回市議会定例会の招集期日は 9 月 2 日 (木) である。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>会議録の開示</p> <p>・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課 (内線 : 3 7 4)</p>
--------------	---------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)